

港区ベビーシッター利用支援（一時預かり利用支援）事業 F A Q

No.	区分	質問	回答
1	対象	どのような理由で利用できますか。	日常生活上の突発的な事情や社会参加（保護者の残業や病気、自己実現、リフレッシュ、学校行事）などで、一時的に保育を必要とする方が利用できます。また、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする方も利用できます。
2	対象	日常生活上突発的な事情等とは何ですか。	冠婚葬祭、学校行事、社会参加、サークル活動、趣味の時間など幅広い理由が対象となります。
3	対象	共同保育とは何ですか。	保護者とベビーシッターが共同して保育することで、子育ての不安を解消することを図ります。なお、保護者が契約において同意していること、保護者は常に保育に関わっていることが必要です。
4	対象	保育園や幼稚園などに入園していても対象ですか。	保育園や幼稚園などの保育施設に入園していても対象となります。
5	対象	保育の必要性を有していませんが対象になりますか。	保育の必要性の有無に関わらず対象となります。
6	対象	育休中や在宅勤務の場合でも、対象になりますか。	対象になります。保護者の就労状況に関係なく対象となります。
7	対象	実家が港区にあり里帰りする場合、対象になりますか。	港区に住民登録があることが要件なので、住民票が港区にない場合は対象外です。本事業の対象者は、港区に住民登録がある児童とともに区内に居住し、住民基本台帳に登録されている方です。
8	対象	子どもの住民票が港区にない場合、対象になりますか。	住民票が港区にない場合は対象外です。本事業の対象者は、港区に住民登録がある児童とともに区内に居住し、住民基本台帳に登録されている方です。
9	対象	対象となる児童の年齢はいくつまでですか。	0歳から満12歳に達する年度の末日までご利用いただけます。生後57日未満であっても、ベビーシッター事業者が対応可能であれば補助の対象となります。
10	対象	母と子は区外へ住所を移した一方、父は港区に住所があります。父が申請者の場合、補助申請は可能ですか。	子どもの住民票が港区にない場合は対象外です。本事業の対象者は、港区に住民登録がある児童とともに区内に居住し、住民基本台帳に登録されている方です。
11	対象	「共同保育を必要とする」とはどういった場合ですか。	ベビーシッターと保護者が一緒に保育し、子育ての相談に乗ったり、子育ての不安解消を図ったりする場合です。

No.	区分	質問	回答
12	対象	兄弟姉妹で利用する場合、児童と同数のベビーシッターを派遣してもらう必要がありますか。	児童と同数のベビーシッターを派遣してもらう必要があります。共同保育を利用する場合は、1人のベビーシッターで兄弟姉妹の保育が可能です。ただし、事業者によっては、共同保育の依頼を受付けていない事業者がありますので、詳しくは事業者へお問い合わせください。
13	対象	児童と同数のベビーシッターを派遣してもらう必要があるが、小学生も同様ですか。	小学生以上の兄弟姉妹を保育する場合であって、かつ、保護者の方が同意しているときは、ベビーシッター1人であっても、兄弟姉妹の保育が可能です。ただし未就学児の兄弟姉妹が複数いる場合は、未就学児の人数と同数のベビーシッターを依頼してください。 例 未就学児1名+小学生1名=1名 未就学児2名+小学生1名=2名 小学生2名=1名
14	対象	障害児の定義として、要件はありますか。	障害児の認定は、身体障害者手帳等、療育等への通所受給者証などにより行い、区が公簿により要件等を確認します。確認できない場合は、必要な書類の提出を求めることがあります。
15	対象	ひとり親家庭の定義として、要件はありますか。	ひとり親家庭の定義は、下記のとおりです。 「母子家庭の母」「父子家庭の父」「配偶者のない女子（男子）で現に児童を扶養しているもの」 ※配偶者のない女子（男子）の定義 ・配偶者と死別し、現に婚姻をしていない女子（男子） ・離婚し、現に婚姻をしていない女子（男子） ・配偶者の生死が明らかでない女子（男子） ・配偶者から遺棄されている女子（男子） ・配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができない女子（男子） ・配偶者が精神又は身体の障害により、長期間労働能力を失っている女子（男子）配偶者が長期間拘禁されているため、その扶養を受けられない女子（男子） ・婚姻によらないで母（父）となった女子（男子）で、現に婚姻をしていない者※児童の定義 20歳に満たない者

No.	区分	質問	回答
16	対象	例えば4月15日に婚姻により、ひとり親家庭でなくなった場合、年間の上限時間数は、婚姻した日である4月15日から144時間となりますか。	婚姻の日が属する月の末日（4月30日）まで、ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の年間の上限時間数は、288時間とします。5月1日から、年間の上限時間数は、144時間となります。
17	対象	例えば11月22日に婚姻により、ひとり親家庭でなくなった。その際の合計利用時間は、200時間でした。144時間を超えた56時間分を返還する必要がありますか。	返還は求めません。また、婚姻の日が属する月の末日（11月30日）まで、ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の年間の上限時間数は、288時間とします。12月1日から年間の上限時間数が144時間となり、今回既に200時間利用しているため、当該年度の利用はできません。
18	対象	例えば11月22日にひとり親家庭になり、その時点での合計利用時間は144時間であった。11月22日から144時間を超える利用はできますか。	月の途中でひとり親家庭となった場合、申請のあった翌月から対象となるため、12月1日から上限時間が288時間となり、11月22日から144時間を超える利用はできません。
19	期間	対象となる利用日、利用時間帯はいつになりますか。	毎日、24時間、日曜、祝日、年末年始も補助対象になります。なお、1時間未満の利用も対象となります。
20	利用上限時間	利用が上限の時間数に満たない場合は、次の年度に繰り越すことはできますか。	同一年度内の上限時間を定めていますので、繰り越すことはできません。
21	利用上限時間	1か月当たりの利用上限はありますか。	月当たりの利用上限はありません。児童一人当たり年144時間が上限になります。（障害児、多胎児（ふたご等）およびひとり親家庭の児童の場合は、児童1人につき年288時間）
22	利用上限時間	前の自治体で同じサービスを利用していました。年度内で144時間が利用上限でしたが、港区ではどのように扱いますか。	前の自治体での利用時間を考慮して計算します。年度内の合計が144時間を超えない範囲でご利用いただけます。【例】前自治体で100時間利用した場合 → 44時間まで
23	利用上限時間	クーポンを利用した場合、利用時間の上限である年間144時間からもクーポン利用した時間分が差し引かれますか。 （例）3,000円/時間の事業者を4時間利用し、クーポンを6,000円分（2時間相当分）を使用	本制度は、保育に要した利用料金を利用時間数で割り、1時間あたりの補助基準単価を上回らない範囲で補助します。クーポンに利用時間帯の明確な記載がない場合、保育に要した時間全体を残り利用時間数から差し引き、補助金額を計算します。補助金額が少なくなる場合もありますので、クーポンを利用した日時を助成金申請から除外するなど、保護者自身が判断してください。

No.	区分	質問	回答
24	補助金額	生活保護世帯や住民税非課税世帯等を対象とした、費用の全額補助の仕組みはありますか。	全額補助の仕組みはありません。補助金額は、所得に関わらず上限額までとなります。
25	対象利用料	補助対象となるのは純然たる保育サービス提供対価のみとありますが、保育に付随する料金もすべて対象外でしょうか。	保育に係る基本料金のほか、夜間割増、祝休日割増、0歳児保育加算、沐浴加算など、一般的な保育サービスを受けた際に発生する加算料金は、補助の対象となります。
26	対象利用料	保育と家事援助を同時に依頼を依頼した場合、補助対象となりますか。	保育をしながら家事をする場合は、補助対象となりません。一方で、ベビーシッター1人に児童1人の保育という保育基準を満たし、保育と家事の時間が明確に区別できる場合は、保育の部分のみ補助対象となります。
27	対象利用料	会費の一部が利用料金に含まれる料金体系となっていますが、補助対象となりますか。	保育サービスを利用した場合は、補助の対象となります。 例えば、月会費制で、1回目の料金が会費の中に含まれる場合は、保育サービスを利用したことが分かる利用明細書等と合わせて、該当月の月会費の明細書、領収書等をご提出ください。 保育サービスを利用していない場合は、補助の対象外となります。
28	対象利用料	クーポンや福利厚生で割引を受けた場合でも補助申請できますか。	割引後の料金のうち、純然たる保育サービス提供対価(税込)は補助対象となります。提出書類から、割引の対象経費が分かるものの添付がない場合は、割り引かれた費用については、純然たる保育サービス提供対価(税込)から差し引いて補助金を計算します。なお、申請後の補助対象額の変更はできません。
29	対象利用料	早朝や夜間、休日の加算料金は補助対象となりますか。	純然たる保育サービスに該当すれば補助対象となります。利用料金の内訳が分かる書類を添付してください。
30	対象利用料	対象の利用料は「純然たる保育サービス提供単価」とありますが、保育の対象児童の送迎は補助対象となりますか。	保育に付随する送迎は補助対象となりますが、送迎のみや家事援助といった保育を含まない形のサービスは補助対象となりません。
31	対象利用料	自宅以外で保育をお願いした場合も、補助の対象になりますか。	本事業では、預かり場所の制限は設けていません。契約した事業者が対応可能であれば、自宅以外での保育も補助対象となります。
32	対象利用料	交通費は補助の対象になりますか。	対象外です。
33	対象事業者	どの事業者を使えばいいのでしょうか。	港区ホームページのベビーシッター利用支援(一時預かり利用支援)事業に記載の事業者の中から選んでご利用ください。

No.	区分	質問	回答
34	対象事業者	区が事業者を紹介してくれるのでしょうか。	区が特定の事業者を紹介することはありません。認定事業者のホームページ等をご覧の上で、お選びください。
35	保育基準	保育基準に「児童1人に対しベビーシッター1人による保育」とあるが、兄弟姉妹（2名とも補助対象児童）で利用したい場合、保護者が必ず在宅しなければならないのでしょうか。	保護者が不在の場合は、児童1人につき1人のベビーシッターを依頼することで利用可能です。2人の児童を保育する場合は、2人のベビーシッターを依頼するか、保護者との共同保育である必要があります。児童ごとに利用内訳表へ記載してください。
36	利用の流れ	事前に区への登録は必要ですか。	区への事前登録は不要です。事前に利用条件等をよくご確認の上、東京都の認定事業者と契約し、ご利用・お支払いが終わった後に申請してください。
37	利用の流れ	事業者と契約する際に、注意すべき点がありますか。	①契約前に厚生労働省が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」（厚生労働省ホームページ）をご確認ください。 ②契約する際に「東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」と必ず申し出てください。
38	利用の流れ	全額自費でベビーシッターを利用し、途中で当該事業があることに気づいたのですが、その時点で補助を活用したいと申し出た場合、どこまでが補助対象となりますか。	認定事業者を利用し、従事したベビーシッターが補助要件を満たす人であり、事業者から必要書類の発行が受けられれば、補助することができます。詳しくは事業者へお問い合わせください。ただし、事業者のすべてのシッターが補助要件を満たすわけではないので、極力利用前に事業者に申し出てください。
39	利用の流れ	従事するベビーシッターが、補助対象となるベビーシッターの要件を満たすのか知ることにはできますか。また、対象のベビーシッターはどのような資格・経験を有していますか。	対象となるベビーシッターかどうかは、事業者へ直接お問い合わせください。また、対象となるベビーシッターは、東京都が定める要件（研修受講、保育経験、資格保有等）を満たしている方になります。
40	補助金の交付申請	補助金申請書兼請求書兼支払金口座振替依頼書の氏名は、領収書の氏名と異なってもよいですか。	補助金申請書兼請求書兼支払金口座振替依頼書の申請者の氏名は、領収書の氏名と同一としてください。ベビーシッターの利用者、補助金交付申請者・振込口座名義、領収書の氏名は、同じ方である必要があります。
41	補助金の交付申請	数か月前に利用しましたが、申請を忘れていました。まとめて申請することはできますか。	同一年度の利用であれば、まとめて申請することも可能です。一方で、領収書の紛失等のリスクを考慮すると、適宜申請することをお勧めします。

No.	区分	質問	回答
42	補助金の交付申請	「ベビーシッター要件証明書」の交付を受けずに利用した場合、事後に交付を受ければ申請できますか。	要件証明書は、利用時に交付を受けてください。発行日が、利用日当日以前の日付であることを必ず確認してください。
43	補助金の交付申請	前回の申請時と同様にベビーシッターを利用した場合、改めて「ベビーシッター要件証明書」を提出する必要がありますか。	要件証明書は、前回申請時に提出済みであっても、申請ごとに提出してください。
44	補助金の交付申請	要件証明書は、ベビーシッター全員分必要ですか。	異なるベビーシッターを利用した場合、全員分の要件証明書が必要になります。
45	補助金の交付申請	午後6時30分～午後10時30分まで（日中3時間30分、夜間30分）の利用を3回した場合、何時間が補助の対象になりますか。	利用時間に対する補助額の計算は、申請ごとに1か月単位で日中利用、夜間利用の区分ごとに時間を合計し、分単位を切捨てした上での申請となります。 午後6時30分～午後10時30分まで（日中3時間30分、夜間30分）の利用を3回した場合、日中10時間30分、夜間1時間30分になりますので、日中10時間、夜間1時間の補助金として、上限28,500円（2,500円×10時間+3,500円×1時間）の交付となります。
46	補助金の交付申請	複数月利用した場合、申請書や利用内容内訳表は月ごとに作成する必要がありますか。	申請書は1枚に複数月分まとめることができますが、利用内訳表は利用月ごとに作成をお願いします。 ※オンライン申請の場合は申請書の提出は不要です。利用内訳表のみ作成してください。
47	補助金の交付申請	領収書と利用明細書が一つの書類にまとまっていますが、提出書類として認められますか。	領収金額、児童名、利用時間、ベビーシッター名等の必要な事項が記載されていれば、1枚にまとまっていますが問題ありません。
48	その他	交付を受けた補助金は、所得税等の課税対象となりますか。	令和3年度の税制改正により、一時預かり利用支援の補助金は非課税対象となります。
49	その他	港区の他助成制度との併用はできますか	港区の「訪問型病児・病後児保育利用料助成」を受けている場合は助成対象外となります。（同一の利用回で申請の重複がなければ、併用してご利用いただけます）